

# 保険会社のグループ経営に関する 規制の在り方について

平成23年6月29日  
保険グループ経営WG 実務メンバー  
松山 保臣

●保険会社のグループ経営に関する規制については、

①グループ経営の効率化

②保険契約者等の保護および適切なリスク管理

の2つの視点のバランスを取りつつ検討を進めていくことが重要。

## ○ご諮問事項

①外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し

⇒海外展開、投資を行う環境の整備が重要であり、前向きな検討をお願いしたい。

## ○今後議論が想定される主な論点

②保険契約の移転単位の見直し

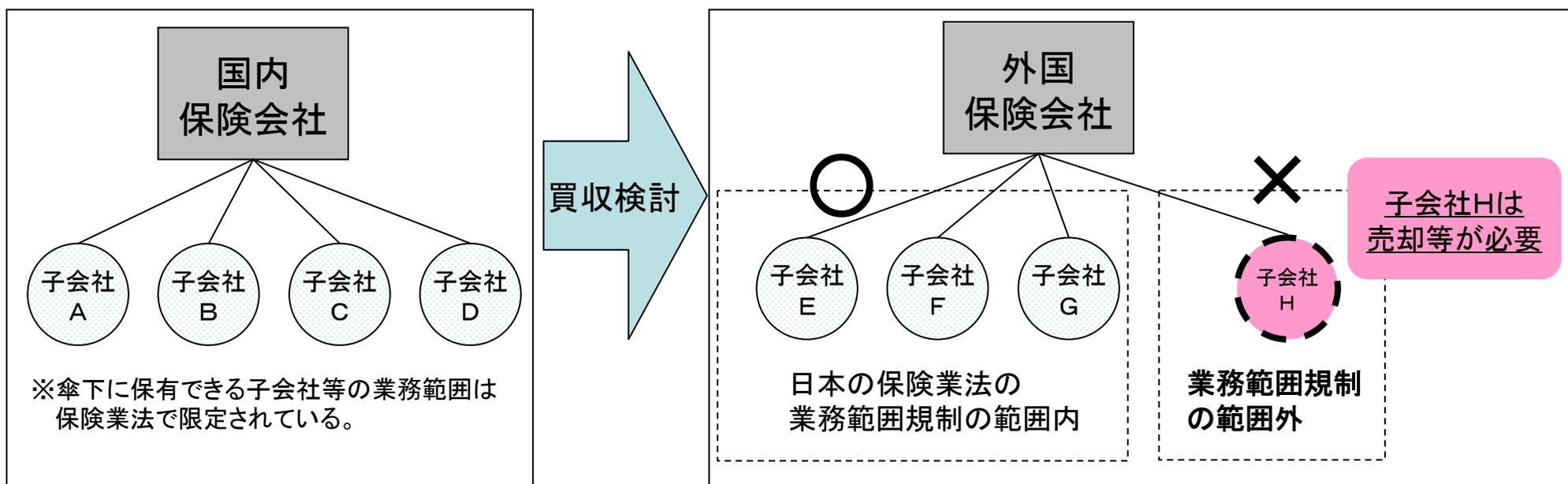
③保険募集人等の委託の在り方の検討(復代理)

## 現行規制

■日本の保険会社が外国保険会社を買収する際、当該外国保険会社の傘下にある子会社等は、国内における子会社の業務範囲規制※の範囲内でなければならない。

※保険業法第106条、施行規則第56条・第56条の2、監督指針Ⅲ-2-3-3(1)

## 具体事例



■日本の保険業法の業務範囲規制の範囲外の子会社等が存在する場合、そのままでは買収ができず、当該子会社等の売却や清算を行う必要がある。

問題点

- 業務範囲規制の範囲外の会社の売却等がスムーズにいかない場合は、買収自体を断念せざるを得ない可能性がある。
- 買い手として外国の保険会社と競合した場合、買収の交渉上、不利になる可能性がある。

・アメリカ(NY州)、イギリス、ドイツ、フランスでは、子会社等に係る業務範囲規制が存在しない  
⇒これらの国を本国とする外国保険会社は、スムーズな買収が可能

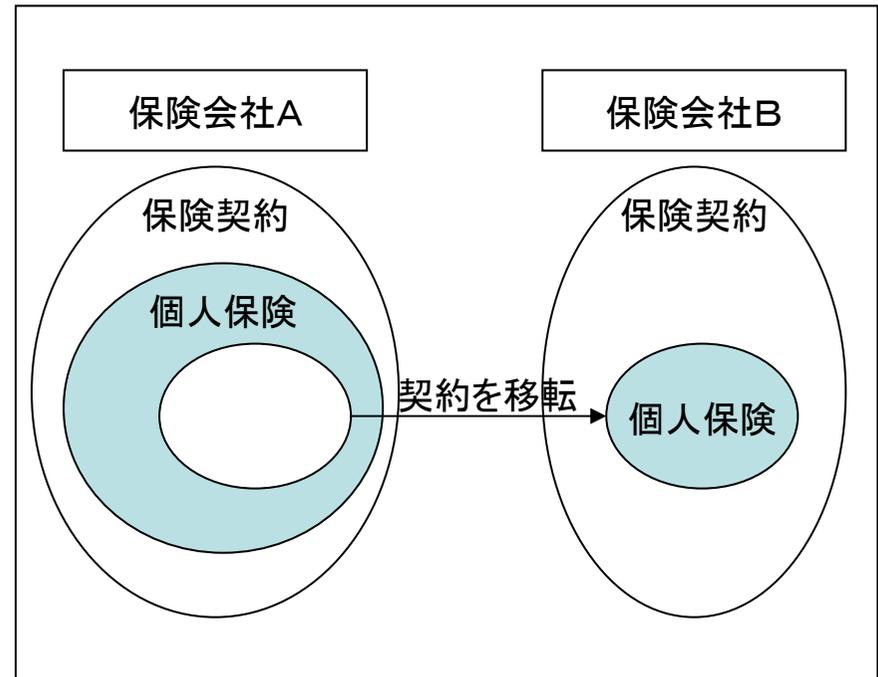
■外国保険会社の買収に関する上記の問題点を払拭し、より機動的な海外展開が可能となるよう、検討をお願いしたい。

### 移転単位の見直しとは

- 保険業法上、「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約」の「全部を包括して」移転する場合には、保険契約の移転が認められている(保険業法135条2項)。
- 上記の規定はあるものの、その内容・運用基準が不明確であり、安易な移転が行われてしまうと、契約者保護の観点から問題がある。

○上記文言解釈の明確化・運用基準の整備にあたっては、契約者保護の観点から、慎重な検討が必要。

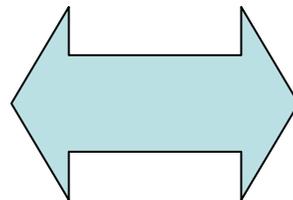
### <イメージ図>



### 視点

#### 【メリット】

- 経営の自由度の向上
- 業務の効率化



#### 【デメリット】

- 保険契約者の保護
- 保険会社の健全性
- 保険契約者間の公平

### 懸念される点

#### 1. 「保険契約者の保護」の視点

- ・ 保険契約者の意思の適切な反映
- ・ 破綻時を想定した現行制度を平時にも用いる際の制度設計

##### ■ 現行制度上の課題

- 契約者にとっては、自らの意思に拘らず、会社都合で契約先の保険会社に変更されること
- 移転を止めるためには、5分の1超の契約者の異議が必要であること
- 移転元に残される契約者には異議申立の機会がないこと

#### 3. 「保険契約者間の公平」の視点

- ・ 移転前後の保険会社での配当水準の公平性確保

#### 2. 「保険会社の健全性」の視点

- ・ 移転される契約のリスクに応じた責任準備金や必要資本の計算
- ・ 移転される契約群団の規模について、大数の法則が働くだけの規模を維持するための定量的な基準の策定
- ・ 優良契約だけが移転先会社に引き取られる危険性への対応（チェリーピッキング）

#### 4. その他

- ・ （グループ内における移転を認めた場合）移転後にグループ関係が解消された場合の対応

■ 上記の懸念も踏まえ、契約者保護の観点から、慎重なご検討をお願いしたい。

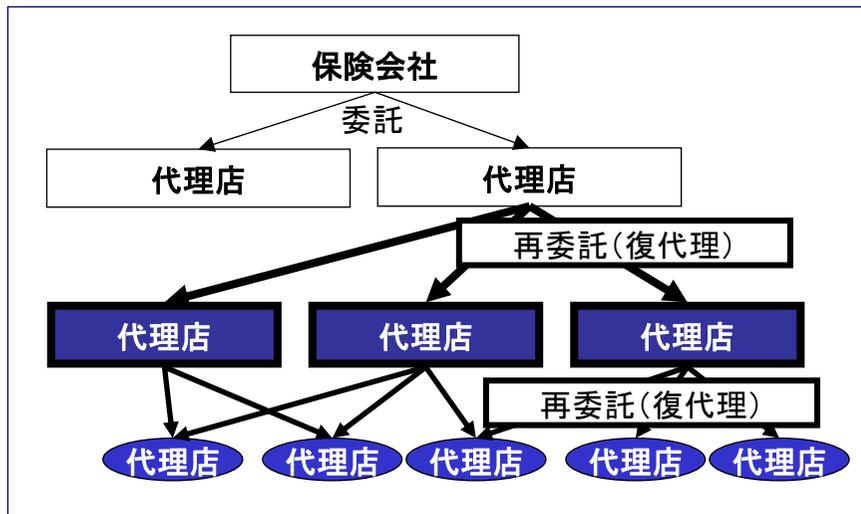
現行規制

- 保険会社と代理店の委託関係を2層構造に限定。(復代理を禁止)
- 保険会社は、この2層構造のもと、責任を持って、代理店に対する管理・指導を実施。



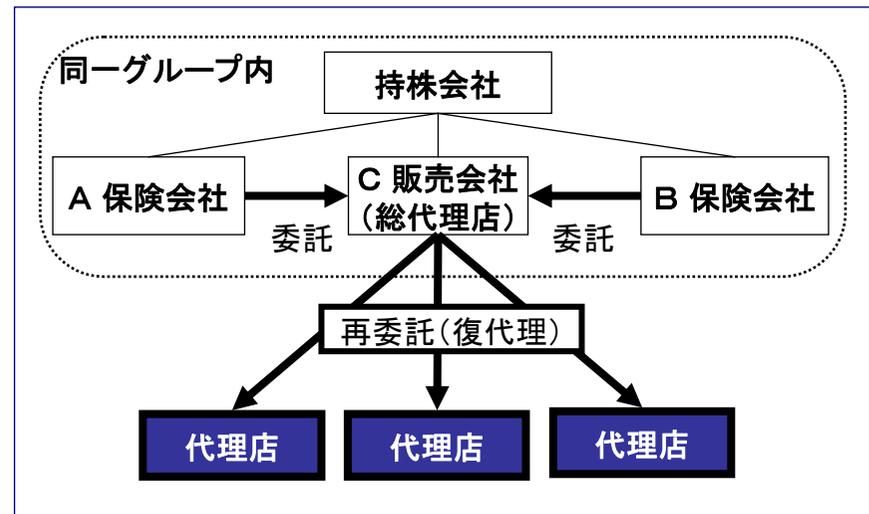
復代理の活用

- 保険会社から保険募集の委託を受けた代理店が、更にこれを他の代理店に委託する形態。



グループ内での復代理

- グループ内の他の保険会社を総代理店とすることや、グループ内に販売会社を作り、保険募集関連業務の全てを集約すること等を想定。



## 懸念される点

○復代理を認めた場合に、消費者保護の観点から懸念される事象。

- ・復代理店には保険会社の直接の管理・監督が及ばないため、不適切募集が生じやすくなる懸念。
- ・復代理店の行為に対する責任の所在が不明確となる懸念。
- ・保険会社が直接関与しないところで代理店委託が行われ、不適正な代理店が混在する懸念。

○グループ内に限定した復代理についても、以下の懸念が生じる。

- ・兄弟会社間には直接の資本関係がないため、総代理店を通じた復代理店の管理・監督機能が十分に機能しない懸念。
- ・将来、元受保険会社がグループ外に売却された場合、通常の復代理と同様の問題が発生し、契約者等に対する責任の所在が曖昧になる懸念。

■復代理については、消費者保護の観点から、上記の懸念も十分に踏まえたご検討をお願いしたい。